## 大阪市告示第1326号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

| 施設名                        | 年月日           | 供用時間                    |
|----------------------------|---------------|-------------------------|
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>第1体育場 | 令和7年10月6日(月)  | 午後 0 時30分から<br>午後 6 時まで |
|                            | 令和7年10月20日(月) |                         |
|                            | 令和7年10月27日(月) |                         |
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>第2体育場 | 令和7年10月6日(月)  |                         |
|                            | 令和7年10月20日(月) | 午後 0 時30分から<br>午後 7 時まで |
|                            | 令和7年10月27日(月) |                         |
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>多目的室  | 令和7年10月6日(月)  |                         |
|                            | 令和7年10月20日(月) | 午後1時50分から<br>午後7時まで     |
|                            | 令和7年10月27日(月) |                         |

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)